

毎週火、金曜日発行（但休日相当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 職員の仕事の設置に關する規則の一部改正
鳥取県物産館規則
- ◇告示 ひな白痢の検査
農地買収令書の交付に代える告示
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際における收支報告書の公表
- ◇公安告示 交通制限の実施

規則

職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第四十五号

職員の仕事の設置に關する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に關する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「（二十）小使長」を「（二十）用務主任」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年十一月一日から適用する。

鳥取県物産館規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

鳥取県規則第四十六号

鳥取県物産館規則

（目的）

第一条 鳥取県物産館（以下「物産館」という。）は、県の物産を広く内外に紹介、宣伝し、販路の拡張を図り、商工業の振興を期することを目的とする。

（事業）

第二条 物産館は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- 一 物産の陳列及び販売に關すること。
- 二 物産の参考品の収集及び展示に關すること。
- 三 物産の販売及びあつせんに關すること。
- 四 貿易の振興に關すること。
- 五 内外商品の市況調査並びに關係資料の通報及び刊行に關すること。
- 六 商品の意匠及び図案の調査研究並びに講習会の開催に關すること。
- 七 品評会、展示会、即売会及び見本市等の開催並びに参加に關すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項

（陳列品）

第三条 物産館の陳列品は、参考品及び販売品（以下「出品物」という。）とする。

2 参考品とは、購入品、寄贈品及び見本品をいい、販売品とは、販売のため陳列の委託を受けた物品をいう。

（陳列装飾）

第四条 出品物の陳列及び装飾は、館長が行う。ただし、出品物を陳列しようとする者（以下「出品者」という。）が特殊な設備又は工作を必要とするときは、館長の承認を受け自己の負担において施行するものとし、かつ、これを撤去するときは、原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、建物の一部を改造する必要があるときは、館長は、社団法人鳥取商工会館会長の承認を受けなければならない。

（陳列の申込）

第五条 陳列室に出品物を陳列しようとするときは、出

品者は、出品申込書（様式第一号）を提出し、館長の承認を受けなければならない。

2 特別の小間の使用を希望するときは、前項に規定する出品申込書のほか、陳列場小間申込書（様式第二号）に鳥取県物産館使用料及び販売手数料条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第九号）に定める小間料を添えて提出しなければならない。

3 第一項に規定する出品申込書に記載した出品物の価格その他重要事項に關し変更を生じたときは、そのつど、館長に届出なければならない。

（出品物の制限）

第六条 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは出品を許可しない。

- 一 公序を害するおそれがあるとき。
- 二 建物又は附属施設をき損するおそれがあるとき。
- 三 その他陳列室を使用させることが不適当であるとき。

（出品物の搬入等）

第七条 出品者は、出品物委託書（様式第三号（甲））

を添えて、現品を搬入しなければならない。

2 館長から出品物の補充の通知を受けたときは、遅滞なく現品を搬入しなければならない。

（出品物の受託整理）

第八条 館長は、出品物の搬入を受けようとするときは、これを検収して出品物処理台帳（様式第四号）に記載整理し、出品物受託書（様式第三号（乙））を出品者に交付しなければならない。

（出品物の撤去）

第九条 館長は、管理上支障があると認めるときは、出品物を撤去させることができる。

（出品物の経費）

第十条 出品物の搬入、除去及び搬出に要する一切の経費は、出品者の負担とする。

（出品物の保管）

第十一条 出品物に損害を生じた場合において、次の各号の一に該当するときは、県は、その損害賠償の責を

負わない。

一 天災その他不可抗力によるとき。

二 善良な管理者の注意をしたと認められるとき。

(開館日時)

第十二条 物産館の開館時間は、午前九時から午後五時
までとする。ただし、土曜日は午前九時から午前十二
時までとする。

2 物産館の休館日は、法令、規則に定めるもののほか
毎月末日とする。

3 館長が必要があると認めるときは、前項の規定にか
かわらず、知事の承認を経て開館の日時を変更し、又
は休館することができる。

(陳列室の秩序)

第十三条 館長は、陳列室の秩序をみだし、又は他人の
観覧を妨害する行爲があると認められる者については
入場を拒絶し、又は退場させることができる。

(委託販売の経理)

第十四条 委託販売による金銭の出納は、歳入歳出外現

金の取扱とする。

(受払及び出納命令)

第十五条 歳入歳出外現金の受入、払出命令及び出品物
の出納命令は、鳥取県物産館長が行う。

(売上金の取扱及び販売価格)

第十六条 出品物の販売は、現金売とし、出品者の表示
した小売価格によらなければならない。

(販売代金の整理)

第十七条 館長は、出品物を委託販売したときは、その
つど購買者に現金領収書(様式第五号(甲))を交付
するとともに販売伝票(様式第五号(乙))を作成し
なければならない。

2 出納員は、当日分を販売日計表(様式第六号)によ
り集計し、出品物処理台帳に記載整理しなければならない。
ない。

3 現金は、寄託書により鳥取県庁支金庫に寄託しなけ
ればならない。ただし、五千円を限度として手持保管
をすることができる。

(販売代金の精算及び支払)

第十八条 館長は、毎月の売上を月末現在により調査し、
売上金精算書(様式第七号)を作成の上、それぞれ出
品者に送付して支払するものとする。

(返品及び払出の整理)

第十九条 館長は、出品者から出品中止の申出を受けた
とき又は出品の承認を取り消したとき、若しくは出品
物中に不良品があるときは、返品通知書(様式第八号)
を作成して現品を出品者に送付しなければならない。

(棚卸整理)

第二十条 出納員は、毎月末日現在によりその保管に係
る出品物の現在数と出品物処理台帳の残量とを照合し、
棚卸調書(様式第九号)を作成し、館長に提出しなけ
ればならない。

(委託販売手数料の収納)

第二十一条 委託販売手数料の額は、別表のとおりとす
る。

2 館長は、前項の委託販売手数料を、翌月十日までに、

前月分の販売代金のうちから控除して納入しなければ
ならない。

(報告)

第二十二条 館長は、毎月次に掲げる報告書を当該各号
に定める期限までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書 前月二十五日
- 二 事業実績報告書 翌月十日
- 三 委託販売成績報告書(様式第十号) 毎月末日現在により翌月十日

(委任)

第二十三条 この規則に定めるもののほか、物産館の運
営について必要な事項は、館長が知事の承認を経て別
に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、昭和三十三年十二月一日から施行する。

品名	単位呼称	数量	単位価格(円)		委託販売、 寄贈見本の 番号	最近1箇月 の生産高	1箇月最高 生産能力	摘要
			卸(F.I.R.又は 工場渡価格)	小売				

上記の通り貴館に陳列したいので、鳥取県物産館規則により承認願います。

昭和 年 月 日

住所

(電話 番)

事業所名
代表者

印

鳥取県物産館長 殿

備考 1 単位価格の卸欄には輸出品の場合は工場価格又はF.I.R.価格を記載すること。

2 紹介宣伝に必要な事項が長文に亘るときは、別紙に附記すること。

3 陳列展示のため、特殊な設備又は工作を必要とするときは、その設計概要を別紙に附記すること。

01075

様式第2号 鳥取県物産館陳列場小間申込書

物産館陳列場に下記のとおり特別の小間を借用したいので、小間料を添えて申込します。

記

- 1 小間数 小間
- 2 使用期間 ヶ月
- 3 小間料 円

昭和 年 月 日

(電話 番)

住所
事業所名
代表者

印

鳥取県物産館長 殿

様式第3号 (甲) 出品物委託書

(乙) 出品物受託書 ※ 複写

品名	単位呼称	数量	単位価格(円) 小売	摘要
上記のとおり委託します。				
昭和 年 月 日 (電話 番)				
住 所				
事業所名				
代表者				
鳥取県物産館長 殿				

品名	単位呼称	数量	単位価格(円) 小売	摘要
上記のとおり受託しました。				
昭和 年 月 日				
鳥取県物産館出納員 氏 名 圖				
殿				

様式第4号 出品物処理台帳

整理番号	品名	事業所名	単位呼称
住所	価格	改定	欄
改訂年月日	年月日	年月日	年月日
工場渡値段			
FOR (横渡)			
FOR (神戸)			
卸 価 格			
小 売 価 格			
月 産 数 量			
受 払 欄			
物 品	経 理	金 銭	経 理
年月日 摘要	物品数量	払出数量	残
	受入数量	返品その他	年月日
			摘要
			売上金額
			販売手数料
			差引支払額
			小 間 料

様式第5号(乙)

No. _____ 販売伝票(現金領収書原符)

(甲)

No. _____ 現金領収書

出品者名	
品名	
数量	
単価	
金額	
領収年月日	昭和 年 月 日

出品者名	
品名	
数量	
単価	
金額	
領収年月日	昭和 年 月 日

検印	館長	出納員	取扱者
----	----	-----	-----

上記のとおり領収いたしました。

鳥取県物産館出納員 氏 名 園 殿

様式第6号 販売売上日計表 昭和 年 月 日

出品者名	品名	数量	単価	販売金額	摘要

様式第7号 売 上 精 算 書 昭和 年 月 日 ※2枚複写

品名	数量	単価	売上金額	販売手数料	差引支払額	摘要
合計						

上記の通り精算します。

昭和 年 月 日

鳥取県物産館長

殿

印

様式第8号 (甲) (2枚)

(乙)

※3枚複写

返 品 通 知 書				
品 名	現 品 返 数	返 付 量	そ の 出 の 数	他 数 の 量

返品の事由

上記のとおり返品します。

昭和 年 月 日

鳥取県物産館長 殿

印

返 品 受 領 書				
品 名	現 品 返 数	返 付 量	そ の 出 の 数	他 数 の 量

上記の通り返品受領並びに了承しました。

昭和 年 月 日

住所

氏名

鳥取県物産館長 殿

印

様式第9号

館長	出納員	主任	棚	卸	調	書	(昭和	年	月	日調)	事由							
出	席	者	名	品	名	単	価	台	帳	残	現在数量	過	数	不	足	数	事	由

様式第10号 委託販売成績報告書

区	分	前	月	分	本	月	分	計	摘	要
売	上	高								
販売手数料	額									

上記の通り報告します。

昭和 年 月 日

鳥取県物産館長 殿

印

十九日	下石	中瀬	山口	中瀬	中瀬久	池本	角田	角田清	山田	中瀬	石原	池原	池原俊	石原	梅実	細谷	三沢	福市	秋田
十八日	宝木	池本	角田	角田	角田	角田	角田	角田	山田	中瀬	石原	池原	池原俊	石原	梅実	細谷	三沢	福市	秋田
十九日	下石	中瀬	山口	中瀬	中瀬久	池本	角田	角田清	山田	中瀬	石原	池原	池原俊	石原	梅実	細谷	三沢	福市	秋田
二十日	鹿野町小別所	石原	池原	池原俊	石原	梅実	細谷	三沢	福市	秋田									
二十四日	気高町飯里	梅実	細谷	三沢	福市	秋田													
二十五日	青谷町青谷	福市	秋田																

鳥取県告示第五百二十四号

次の土地は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条第一項の規定により買収することに決定したが、土地所有者が死亡し、相続人は未成年者であり、法定代理人は現住所不明で買取令書を交付することができないうので、農地法第七十二条第四項において準用する同法第五十条第三項の規定によりその内容を告示して交付に代える。

昭和三十三年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者 渡 辺 捨 男
鳥取県総務部長

別表
委託販売手数料の額

出品物の種類	販売手数料額
食糧品類	売上金額の一割
その他の出品物	売上金額の一割五分

告 示

鳥取県告示第五百二十三号

次のようにひな白痢の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十三年十一月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 渡 辺 捨 男

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域	別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	種鶏及びこれと同一構内で飼育する鶏
四 実施の期日	別表のとおり
五 検査及び注射駆除の方法	ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十一月十一日	気高郡青谷町北河原	田中種鶏場 同上
十一月十二日	鹿野町岡本	徳岡
	気高町高江	幸山
十一月十三日	陸達	原田
		原田実
		橋本
		森本
十一月十四日	青谷町紙屋	長田
十一月十八日	気高町重高	片山

土地の所在及び対価等

所在郡市町村大字地番

土地	地目	買収面積	対価
	台帳一現況		

所有者の住所氏名

日野郡多里村大字新屋字杉谷一八六三ノ七

原 原 二元三〇〇 反歩 一、二九三二

広島県比婆郡西条町中野

谷本 篤市
相続人 谷本 安弘
川上フジミ
後見人

〃

ノ八

〃

〃

二、一三〇

八四、四三

〃

〃

ノ九

〃

〃

一、〇〇〇

三、八九

〃

〃

ノ一〇

〃

〃

六、三〇〇

二五七、三〇

〃

〃

ノ一一

〃

〃

二、〇〇〇

七、九四

〃

計

四、〇〇〇

一、五七、七

対価の支払方法 供託する

買収の期日 昭和三十三年十二月十五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたが、その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和三十三年十一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄

一 種類 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

二、期間 昭和三十三年一月一日から十月十一日まで

三 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名 自由党鳥取県支部因幡部会 西気高支部	寄附及び収入又は寄附の総額	一件千円以上の寄附総額	一件五百円以上の寄附総額	支出の総額	一件千円以上の支出総額	一件五百円以上の支出総額	報告書受理年月日
	1円	1円	1円	票、〇〇〇円	1票、〇〇〇円	1票	昭和三十三年一月十七日

四 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者 該当なし

(二) 支出

政党、協会その他の団体名

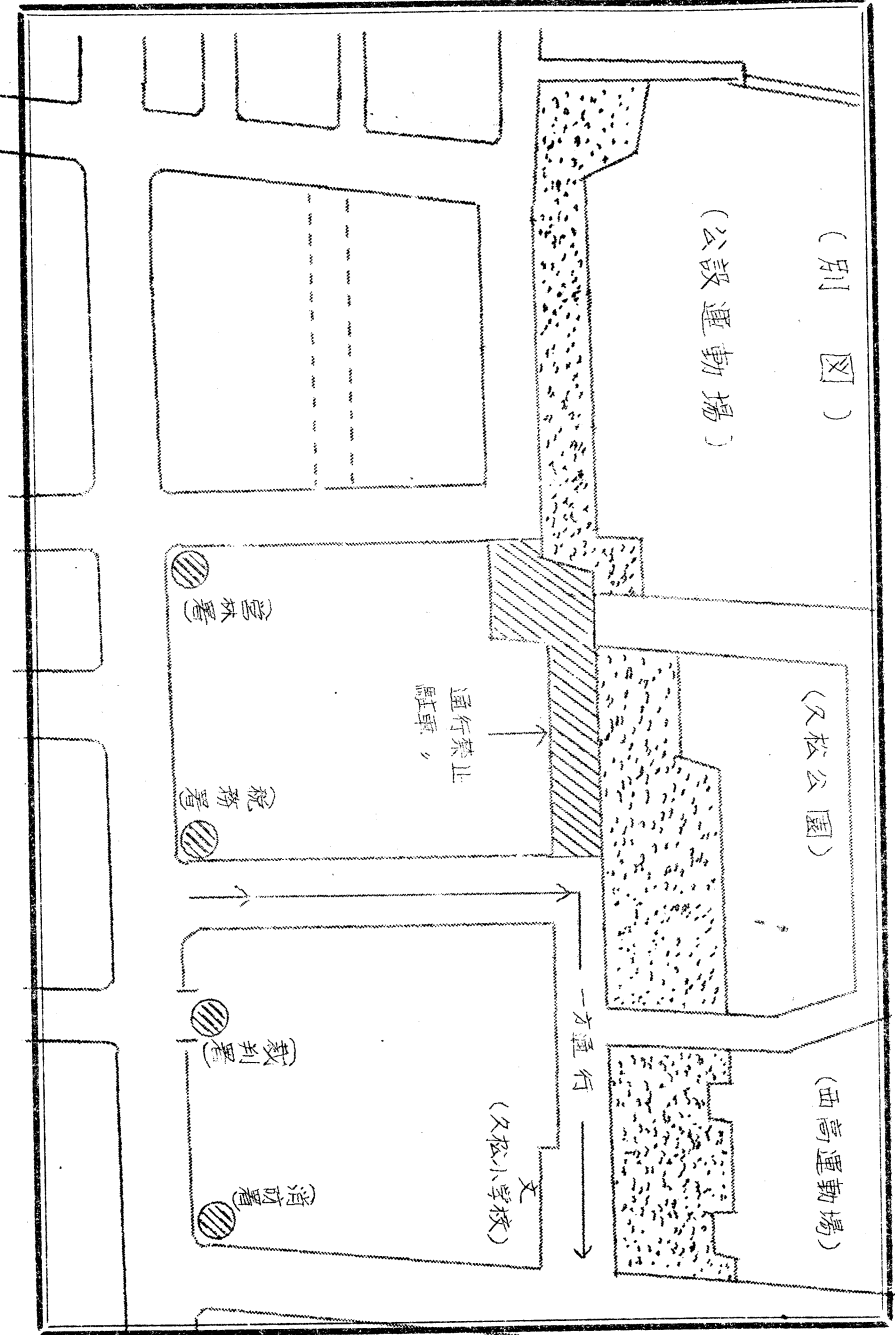
自由党鳥取県支部因幡部会西気高支部

支出の総額 件数

四六、〇〇〇円 一

支出の目的

寄附



公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第一三〇号）第六条の規定により次のとおり交通制限を行う。

昭和三十三年十一月十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 一方通行

(1) 区間

鳥取市道東町二十二号線鳥取市東町二一七番地地先（鳥取税務所前）から鳥取市道栗谷堀端線鳥取市東町一九四番地地先（久松小学校校庭角）まで三二〇メートルの間

(2) 制限の種類とその方法

右区間を一方通行とし自転車を除く諸車は矢印（別図）の方向にのみ一方通行するものとする。

二 通行禁止及び駐車禁止

(1) 区間

鳥取市道東町二十二号と鳥取市道栗谷堀端線の結合点西側角から堀を結ぶ直線（鳥取市東町二〇三ノ二地）から鳥取市道東町丸山線と鳥取市道栗谷堀端線の分岐点（鳥取市東町二五の五地）まで一五〇メートルの間

(2) 対象及びその方法

右区間（別図印の区間）自転車を除く諸車の通行と駐車を禁止するものとする。

三 交通制限の適用期間

昭和三十三年十一月八日から同年十二月一日まで二十四日間とする。